

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和3年4月28日	令和3年5月11日	<p>大阪市（大阪市の機関及び職員を含む。以下同じ。）が管理している行政文書のうち、大阪市が実施する法律相談（弁護士のうち、大阪市の職員でないものが法律相談に対応するものに限る。以下同じ。）における、特定の相談者（一人若しくは複数人。以下同じ。）に係る相談の有無、相談日、相談内容又は弁護士による回答内容について、大阪市が、2010年4月1日から2020年3月31日までの間（以下「被照会期間」という。）に警察庁、都道府県警察、検察庁（最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁をいう。）又はその機関若しくは職員から、刑事訴訟法197条2項に基づいて受けた照会（捜査関係事項照会書によるものを含む。）以下「本件照会」という。）について、以下の事項が分かるものすべて（複数の行政文書を照会することによって分かる場合には、当該複数の行政文書すべて）。</p> <p>ア 本件照会の件数（被照会期間の全体又は一定期間ごと）。</p> <p>イ 本件照会のうち、照会事項に、法律相談の相談内容が含まれる件数（被照会期間の全体又は一定期間ごと）。</p> <p>ウ 本件照会のうち、照会事項に、弁護士による回答内容が含まれる件数（被照会期間の全体又は一定期間ごと）。</p> <p>エ 上記ア・イ・ウそれぞれのうち、本件照会に対して、大阪市が回答（回答をしない旨の回答を除く。以下同じ。）を行った（上記ア・イ・ウそれぞれの）件数。</p> <p>オ 上記エのうち、回答前に、回答の可否について、相談者の意思確認を行った件数。</p> <p>カ 上記エのうち、回答前に、回答の可否について、法律相談に対応した弁護士の意思確認を行った件数。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和3年4 月28日	令和3年5 月12日	3. 今回のコロナ禍対策のオンラ イン授業に関して、大阪市消費者 センター消費生活相談員労働組合 から大阪市の同組合の交渉窓口の 部署に寄せられた激励、要望、意 見、抗議（メール、FAX、電話 等） 11) 大阪市消費者センター消費生	不存在	号	市民局	総務担当